後期高齢者医療制度

【問合せ】 市民課 国保年金係 ☎773-6661

保険証の自己負担割合

毎年、同一世帯の後期高齢者医療制度加入者の前年度所得に応じて、医療費の自己負担割合を判定します。 7月下旬に送付する新しい保険証に記載されている自己負担割合(1割か3割)は、8月1日㎞から1年 間適用されます。

1割負担となる人

同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者の中に、市・県民税課税所得が145万円以上の人がいない場合

3割負担(現役並み所得者)となる人

同一世帯の後期高齢者医療制度の加入者の中に、市・県民税課税所得が145万円以上の人がいる場合 ※市・県民税課税所得が145万円以上の人がいる場合でも、世帯の収入・所得状況が基準額未満であれば、 申請により1割負担となります。該当すると思われる人に、市民課から通知書を送付します

平成30年度の保険料と納付方法

7月中旬に、年間保険料額の通知書を送付します。

保険料の納付方法は、「特別徴収(年金天引き)」「普通徴収(納付書か口座振替)」「最初は普通徴収で 10月から特別徴収に切り替わる場合」の3通りです。納付方法はそれぞれ異なります。7月中旬に届く通 知書をご確認ください。

特別徴収…年金から天引きで納める人

時 期	4月	6月	8月	10月	12月	平成31年2月
方 法	天引き	天引き	天引き	天引き	天引き	天引き

10月~平成31年2月の納付額は、確定した年間保険料から、4月~8月の納付額を差し引いた残額を 納めていただきます。

普通徴収…7月から納付書か口座振替で納める人

時 期	4月~6月	7月~平成31年3月
方 法	納付なし	納付書か口座振替

年間保険料額を、7月~平成31年3月に分けて納めていただきます。

月々の保険料額は、通知書に記載されています。

※年度途中で、納付方法が納付書や口座振替から年金天引きに変わる人がいます。その場合、年間保険料 から、納付書や口座振替による納付済額を差し引いた残額を納めていただきます。年間保険料の合計額 は変わりません

|納付方法の変更| 保険料を年金天引きから口座振替に変更できます

納付方法を変更する場合は、市民課と金融機関の両方で手続きが必要です。詳しくは、国保年金係 にお問い合せください。

手続きに必要なもの 振替口座の情報(口座番号など)、通帳の届出印、保険証

※家族の口座からの振替にすると、社会保険料控除は実際に負担をした口座の名義人に適用されます。 このため、世帯全体の所得税や市・県民税額に影響する場合があります。ご注意ください